

— 目 次 —

- 平成 31 年 2 月の税務
- 平成 31 年度税制改正大綱 資産課税編
- 平成 31 年度税制改正大綱 個人所得課税（一般）編

確定申告



所得税の確定申告時期となりました。

還付申告は既に 1 月から始まっていますが、納付額のある人については、2 月 16 日～3 月 15 日までとなります。

税 理 士

漆 畑 邦 裕

〒420-0868
静岡市葵区宮ヶ崎町 85-7

TEL : 054(252)9303
FAX : 054(270)6692

いつもお世話になっております。

寒気ことのほか厳しい毎日が続いております。
お風邪など召しませぬようお気を付けてください。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

平成 31 年 2 月の税務

2/12

- 1 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

2/28

- 前年 12 月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 3 月、6 月、9 月、12 月決算法人の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 6 月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 消費税の年税額が 400 万円超の 3 月、6 月、9 月決算法人の 3 月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が 4,800 万円超の 11 月、12 月決算法人を除く法人の 1 月ごとの中間申告(10 月決算法人は 2 ヶ月分)<消費税・地方消費税>

- 前年分贈与税の申告(2 月 1 日から 3 月 15 日まで)
- 前年分所得税の確定申告(2 月 18 日から 3 月 15 日まで)
- 固定資産税(都市計画税)の第 4 期分の納付

<税務/会計ピックアップ>

平成 31 年度税制改正大綱 資産課税編



◆個人事業者版の事業承継税制創設

平成 30 年度税制改正では、非上場会社の事業承継税制の大胆な見直しが行われましたが、これに続き 31 年度改正では、個人事業者の事業承継税制が創設されました。

総務省の調査では、平成 37 年には個人事業者の 73% (150 万人) が 70 歳以上となると報告され、世代交代を後押しする施策が求められています。そのため、10 年間の時限措置として、承継資産（土地・建物・機械等）に係る贈与税・相続税の 100%が納税猶予される制度が整備されます。

なお、この制度は小規模宅地等（特定事業用宅地等）との選択適用になります。

○個人事業者の事業用資産の納税猶予(相続税)

対象者：認定相続人（承継計画の認可）

適用期間：H31.1.1～H40.12.31

要件：①相続又は遺贈により特定事業用資産を取得し、事業を継続していくこと②申告期限までに担保提供・申請書提出

対象資産：特定事業用資産（不動産貸付事業除く）

①土地（地積 400 m²まで）、②建物（床面積 800 m²まで）、③一定の償却資産

※青色申告書に添付する貸借対照表に計上されているもの

承継後：継続届出書を税務署に提出

◆特定事業用宅地等（小規模宅地）の見直し

小規模宅地等の減額制度の濫用を防止する観点から、特定事業用宅地等から相続開始前 3 年以内に事業の用に供された宅地等が除かれることとなります。ただし、その宅地の上で事業供用される償却資産の価額が土地の価額の 15%以上であれば、適用対象とされます（H31.4 以後の相続より適用）。

◆民法の成人年齢引下げに伴う改正

平成 34 年 4 月以後の相続・贈与より、次の年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられます。

・相続税：未成年者控除の対象者の年齢

・贈与税：下記の受贈者の年齢要件

①相続時精算課税制度、②直系尊属から贈与を受けた場合の特例税率、③非上場株式等に係る贈与税の納税猶予

◆一括贈与非課税に受贈者の所得要件が追加

「教育資金」、「結婚・子育て資金」の一括贈与非課税については、受贈者の所得要件が設けられることとなりました。平成 31 年 4 月以後の贈与からは、受贈者の贈与前年の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には適用できません。また、23 歳以上の趣味の習い事代は「教育資金」の範囲外とされました（H31.7 以後の贈与より）。



平成 31 年度税制改正大綱 個人所得課税(一般)編

◆31 年税制改正「消費税対策」が重点に

平成 31 年の税制改正大綱では、10 月に実施予定の消費税率 10% 引上げに伴う、駆け込み需要・反動減対策（車両・住宅）に重点が置かれ、単年度ベースで 1,670 億円規模の減税措置がされると公表されました。個人所得課税（金融・証券税制以外のもの）については、次の項目が改正されます。

◆住宅ローン控除の拡充（国税・減税）

過去の消費増税時に住宅の駆け込み需要とその後の販売減を経験していることから、住宅ローン控除が拡充されました。31 年 10 月から 32 年末に入居する住宅（消費税 10% 適用）については、控除期間が現行の 10 年から 13 年に延長されます。11 年目からは計算方法が変わることに注意しましょう。

1～10 年目：住宅ローン年末残高×1%（最大 40 万円）

11～13 年目：次のいずれか少ない金額

①住宅ローン年末残高×1%

②取得価額（最大 4000 万円）×2%÷3

◆空き家の譲渡の特別控除（国税・減税）

適用期限が 4 年延長され、老人ホーム等に入所したことにより空き家になって場合においても、一定の要件を満たすものについては、適用の対象となりました。また、所有者不明土地を収用した場合の 5,000 万円特別控除制度が創設されました。

◆ひとり親（未婚）の非課税（住民税・減税）

自公で議論となっていたのが、婚姻歴のないシングルマザー等の「寡婦（夫）控除」の取扱い。結論は翌年に持ち越しとなりましたが、次の要件を満たす「ひとり親」の住民税が非課税とされました（未婚男性の「ひとり親」にも適用されます）。

・児童扶養手当の支給を受けていること

・前年の合計所得金額が 135 万円以下

なお、所得税の負担が残るため、給付金 17,500 円（非課税）が年収 365 万円までの 10 万人弱を対象に支給される見通しです。

◆その他の改正（ふるさと納税の適正化など）

その他には、①ふるさと納税の高額返戻品禁止（返戻割合 3 割以下の地場産品に限定）、②仮装通貨の取得価額の計算方法の明確化（移動平均法又は総平均法）、③申告書の源泉徴収票、特定口座年間取引報告書等の添付不要化・記載事項の見直し、④森林環境税（仮）の創設、⑤公的年金等の源泉徴収見直し等が措置されています。